

## 様式 C-19

### 科学研究費補助金研究成果報告書

平成 23 年 6 月 19 日現在

機関番号 : 22701

研究種目 : 基盤研究 (C)

研究期間 : 2008~2010

課題番号 : 20530742

研究課題名 (和文) :

CIE 文書に基づく占領下の教師教育・教員免許制度改革に関する実証的研究

研究課題名 (英文)

A Study of the Reform of Teacher Education in Occupied Japan on Analysis of CIE Records

研究代表者

高橋 寛人 (TAKAHASHI HIROTO)

横浜市立大学・都市社会文化研究科・教授

研究者番号 : 10088047

研究成果の概要 (和文) : 教刷委で教員養成をめぐってアカデミシャンとエデュケーションストの論争が展開されたことが知られている。しかし、本研究によって、教刷委での議論の前に、CIE の指示に基づいて、東京第一師範学校での新カリキュラムの開発と師範学校用の新教科書の編纂が精力的に進められていたことが明らかになった。すなわち、CIE と文部省は、教員養成を目的とする学校の存続を前提として改革に着手しており、そこでは当初から教職教育を重視していた。

研究成果の概要 (英文) : The dispute between "academician and educationist" in Japanese Education Reform Committee(JERC) is famous. But following results were obtained by this study. Before the dispute, new teacher education curriculum and textbooks on education were developed in Tokyo First Normal School which was supervised by CI&E and Ministry of Education. It was based on the idea that schools aimed for teacher education continue. And they emphasized teachers' professional training.

#### 交付決定額

(金額単位 : 円)

	直接経費	間接経費	合 計
20 年度	800000	240000	1040000
21 年度	500000	150000	650000
22 年度	500000	150000	650000
年度			
年度			
総 計	1800000	540000	2340000

研究分野 : 社会科学

科研費の分科・細目 : 教育学

キーワード : 教育行政

## 1. 研究開始当初の背景

本研究代表者は、これまで、占領下における教員制度改革について研究を行ってきた。その結果、教員養成・教師教育改革に関する先行研究は、以下の諸点で問題点を有しているとの疑問を抱くに至った。第一に、主として日本側の資料に基づいているため、CIEの役割の解明が不十分であること。その結果、教育刷新委員会の主導により誕生した開放制の教員養成制度の成立過程に研究が偏っていること、第二に、日本側の資料が教育刷新委員会の議事録に偏り、文部省の役割についても実証的には明らかにされていないこと、とくに、当時の文部省側の責任者であった玖村敏雄について、教育職員免許法の立案に果たした役割の考察が不十分であること、第三に、開放制の成立の意義を重視するあまり、教師教育の内実である教員養成カリキュラムに関する研究がおろそかにされていることである。

## 2. 研究の目的

CIE文書を系統的に分析・検討し、第1にCIEの果たした役割、文部省の対応、各師範学校および旧制大学等の対応を実証的に明らかにする。第2に、戦後日本における教職教育の内容を、CIEがいかなるものにかえようとしたのかを解明する。第3に、CIE主導の下に進められた教員資格・免許制度改革過程を明らかにする。以上をもとに第4に、従来の説明の枠組みである開放制の成立ではなく、新しい教師教育カリキュラムの作成など教職教育の改革過程を軸にして、占領下における教師教育改革の経緯と構造を実証的に提示することを目的とした。

## 3. 研究の方法

占領下における教師教育に関するCIE文書を系統的に収集・分析する。また、日本側の第一次資料（国立教育政策研究所所蔵『戦後教育資料』、大学基準協会所蔵資料、国立国会図書館所蔵『田中二郎文書』など）を検討する。そして、教師教育改革をめぐる、文部省、CIE、教育刷新委員会などの関係主体間のダイナミズムを明らかにする。

膨大なCIE文書の中から教師教育・教員免許制度改革に関する文書を探し出すことは骨の折れる作業であるが、教師教育・教員免許制度改革関係の多くの文書を収集・検討した。とくにCIE文書に収録されているCIEの課員が作成した会議報告(Daily Report of Conference)を主要な検討対象とした。同会議報告は、1946年5月に、CIE局長のニュージェントがCIEの課員に作成を命じてから、1951年3月までの期間作成された。記載事項は、会議の日時、場所、出

席者、テーマ、会議の内容などである。本研究は、占領下の教師教育改革がどのようにして進められたのかを明らかにするものである。CIEの会議報告を主に検討したのは、それによって新たな事実が数多く明らかになること、そして占領下の教師教育改革が、当初からCIEと文部省の主導によって、教刷委の見解とは別の考え方に基づいて進められていたことが明らかになるからである。

## 4. 研究成果

### (1) 占領下の教師教育改革を主導した主要アクリター

占領下の教育政策決定における重要な主体は文部省とCIEであった。とくに教師教育改革の場合、文部省とCIEの責任者はどちらも、占領期の長い期間を同一人物が務めた。玖村敏雄とベルナ・カーレー(Verna A. Carley)である。玖村敏雄は広島高等師範学校卒業、広島高等師範学校教授を経て、1944年10月に国民教育局教学官（戦後視学官に改称）として文部省に入省、1946年4月から1953年に山口大学に転出するまで学校教育局師範教育課長（1949年より大学学術局教職員養成課長）を務めた。カーレーは女性で、スタンフォード大学の教授をしていたが、1946年11月26日にCIEに着任した。1952年の講和条約の発効によって占領軍が引き揚げるまで、CIEの教師教育(Teacher Training)担当官の職を務めた。占領下日本の教師教育改革に、玖村とカーレーが果たした役割は大きい。カーレーがCIEに着任する前は、トレーナー(Joseph C. Trainor)がその役割を兼務していた。トレーナーは1940年にワシントン大学で教育学博士号を取得、1946年4月にCIE教育課配属、1946年8月から占領終結まで教育課長補佐を務める。米国帰国後は大学の教育学の教授となった。そして、玖村の上司であった日高第四郎は、京都帝国大学文学部哲学科卒業、旧制第三高等学校や第一高等学校教授を務め、1946年5月に文部省学校教育局長に就任し、1949年6月から国立教育研究所長、1951年3月から翌年8月まで文部次官となる。

### (2) 教職員の教育研究協議会新設

CIEは当初各学校における民主的な現職教育を重視しており、その促進のために「教職員の教育研究協議会」を新設するよう文部省に働きかけた。

この時点ではカーレーは未だCIEに赴任しておらず、この問題に関するCIE側の担当者はトレーナーであった。1946年10月3日に学校教育局長より地方長官あてに「教職員の教育研究協議会新設に関する件」と題

する通牒が発せられた。この通牒は、教員が学校内で教育研究協議会を開いて教育問題を研究協議することを奨励するものであった。注目すべきは、同協議会には校長が加わらずに教職員が自主的に運営すること、そして協議会は校長に提案できるとした点である。

通牒によれば、教育研究協議会は「学校長司会によらざる教職員の自主的な会合」であり、「定期的に集会して教育上の諸問題を研究協議することが望ましい」という。協議会の意義として、「学校民主化促進の見地」と教員「自らの再教育機関」をあげている。協議会の運営のしかたについては、「学術的、建設的な立場に於て自由に忌憚なく意見を交換し活発に研究協議できるよう運営せられること」と記している。

注目の校長との関係については、以下のように述べている。

「協議会には学校長は参加しないが会員の希望ある時は特定の会議に加わることが出来る。協議会は学校長の協力機関たるの本分に則り研究協議せる所に基き学校長に報告し或は有益な提案をなし学校長は之を尊重しつつ自らの責任と権威とを以て学校の運営に当ること。」

すなわち、①協議会に学校長は参加しない。②教職員が希望した場合は、そのときだけ校長が参加できる。③協議の結果を校長に対して報告したり提案できる。④校長は報告や提案を尊重して学校運営を行うという内容である。

なお、「研究協議した事項の中特に重要なものは文部省に上申すること。学校長は必要と認むる時は之を地方庁に進達すること」と記している。

CIE の Report of Conference を中心に分析検討した結果、以下の事実が明らかになった。「教職員の教育研究協議会新設に関する件」は、CIE のトレーナー教育課長補佐が文部省師範教育教育課長の玖村敏雄に対して、学直面する問題の解決策を校内の教員が校長からの支配なしに自律的に話し合うための会合の重要性を説いたことに始まる。トレーナーのこの提案は、第 1 次教育使節団報告書の勧告によりどころがあった。それは、各学校の教員どうして助言しあうことが必要であること、効果的な教師の会合は、通常教師自身で組織されるものであるという内容であった。

通牒の原案を師範教育課員の辻信吉が作成して CIE に提出した。「学校長は参加しない」という文言を、課長の玖村や局長の日高が撤回しようとしたが、トレーナーの反対にあって、校長を含まないとしたまま、通牒が発せられたのである。トレーナーは CIE 教育課長補佐の地位にあり、本稿で見たトレ

ーナーの考え方は CIE 全体の見解を示すもので、それは使節団報告書の勧告を根拠にしていたのである。

### (3) モデル師範学校でのカリキュラム改革

本研究においては、占領初期における教師教育改革の分析検討からはじめた。カーレーが CIE に着任する 1947 年 11 月下旬までの期間における改革の経緯について、CIE の会議報告を詳細に分析した結果、教刷委で教師教育改革について検討が行われる前に、文部省は CIE の指示に従って教師教育改革を進めている。

この時期は、教育刷新委員会が教員養成に関して最初の建議を行う前である。教育刷新委員会は 9 月 7 日に第 1 回総会を開催、12 月 27 日の総会で第 1 回建議事項「学制に関すること」を採択した。その第 4 が「教員養成について」であった。その内容は、「教員の養成は、綜合大学及び単科大学において、教育学科においてこれを行うこと」という一文のみである。教刷委には「教員養成及び教員資格に関する事項」を検討するために第 8 特別委員会が設置されるが、同特別委員会の第 1 回会合が開催されるのは、翌 1947 年 3 月になつてからである。

1946 年 5 月から、カーレーが CIE に赴任する 11 月までの期間、CIE と文部省との折衝に基づいて行われた教師教育改革に関する主な施策は、①東京第一師範学校をモデル校とする師範学校カリキュラムの改革、②師範学校用「教育科」教科書の作成、③新制中学校教員養成をめぐる師範学校と高等師範学校の役割の検討である。これらの事項に関する日本側の担当部局は学校教育局師範教育課と教科書局調査課であった。

カーレーが赴任するまで、CIE 側の教師教育担当者は、教育課長トレーナー (Joseph C. Trainor) が兼務するほか、教科書・教育課程係 (Textbooks and Curriculum Branch) のスタッフが当たった。すなわち CIE に 8 月中旬に着任したボールス (Luanna J. Bowles)、9 月中旬着任のエドミストン (Vivian V. Edmiston)、11 月初めに着任したヘファナン (Helen Heffernan) の 3 名であった。上記①～③の全般にわたってエドミストンが中心で、師範学校教科書に関しては、エドミストンの他にヘファナンもかなり関わった。教科書・教育課程係は、1947 年 1 月から学習指導要領の作成と新しい教科書の作成に忙しくなり、エドミストン、ボールス、ヘファナンの 3 人はそちらに時間を取られることになるので、教師教育を専門的に担当するスタッフを求めていた。そこで赴任するのがカーレーである。

とくに上記のメンバーが作成した CIE の会議報告を詳細に検討した結果、以下に述べる

ような経緯が明らかになった。

この時期にCIEと文部省が教師教育を取り組んだ事項は、まず、視学官講習会によって戦前・戦中の教育から戦後の新しい教育への転換について視学官を再教育し、その視学官を通じて全国の教員にそれを広めることであった。

夏に入ると、師範学校の教育内容の改革に着手する。東京第一師範学校をモデル校として、同校とCIEおよび文部省の師範教育課が連携して、新しいカリキュラムとともに教職カリキュラムを開発していくという方策をとったのである。その際、同校の附属学校の教員にも意見を求めた。米国の教職教育の影響を受けたこと、学校現場での実地教育を重視したことが特筆される。また、児童生徒の観察、授業参加、教育実習を先にし、教育の理論や教育哲学は最終年次に行うというプランであった。

同時並行で、新しい師範学校用「教育科」教科書の作成も進められる。CIEは師範学校の新しい教科書の編纂を日本側に指示した。文部省では教科書局が担当となり、エドミストン、ヘファナンの指導の下に、文部省職員の井坂行男、小見山栄一の他、東京文理大学・高等師範学校等の教員が執筆者となって原稿を作成していく。こうして、CIEの指導の下、当初は文部省著作教科書として、文部省職員他の日本の教育学者が原稿の作成を進めたのである。

1946年11月になると学制改革の方向性が定まつてくる。六三三四制への転換の見通しの中で、師範学校と高等師範学校の役割をめぐって課題が生じた。従来、師範学校は初等学校教員養成、高等師範学校は中等学校教員の養成を役割としてきた。小学校教員の養成を今後も師範学校が行うことには異論はなかった。問題は学制改革によって新しく誕生する新制中学校の教員をどちらが養成するかである。さらに、新制高校の教員はどうかが問題となつた。1946年秋の段階で、中学校教員は師範学校と高等師範学校の両方が養成するということが、文部省とCIE双方で了解された。

ただし、まだこの段階では、師範学校や高等師範学校そのものを六三三四のどの段階に位置づけるかについては、本格的な検討に入っていない。もっとも、第一次米国教育使節団報告書は、すでに師範学校について「より高度な学校あるいは単科大学とすべき」で、「すべての師範学校の修業年限は、中等程度すなわち上級中等学校の上に、4年間とすべきである」と勧告していた。

そもそも学制改革でどのように学校制度が再編されるのかがわからない段階では、学校教育を担う教員の新しい資格・免許制度について検討を始めることができない。学校種

ごとに教員資格要件が定められるからである。教員資格の検討が始まるのは、学制改革の方向性が定まってきた1946年11月はじめであった。そして、その時点での玖村は、初等教員はもちろん中等学校教員を養成する際にも、多くの教職教養を学ばせることが必要だと考えたのである。

ここで、教刷委に目を向けると、「教員養成及び教員資格に関する事項」を審議するために教刷委に設置された第8特別委員会が初めて委員会を開催するのは1947年3月に入ってからである。他に、「上級学校体系に関する事項」を審議するために第6特別委員会が置かれた。初会合が1946年11月14日、第2回目の会合で教員養成学校のあり方が審議されるが、それは11月21日であった。既述のように、総会で教員養成に関する建議を採択したのは1946年の末である。しかもその建議の内容は、「教員の養成は、総合大学及び単科大学において、教育学科をおいてこれを行うこと」という一文のみであった。

教刷委ではその後1947年に入ってから、師範学校によるいわゆる閉鎖制教員養成に対する痛烈な批判が展開される。しかし、本稿で見たように、1946年11月までの段階で、玖村をはじめ文部省側もCIE側も、閉鎖制教員養成を否定していない。教員養成を目的とする学校の存続を前提とし、さらには学校段階の昇格を構想していたのである。それは使節団報告書の改革方針と合致するものであった。

教刷委において教員養成をめぐって展開されたいわゆるアカデミシャンとエデュケーションニストの論争がよく知られているが、本稿で見たように、教刷委で師範学校のあり方が議論される以前に、CIEの指示に基づいて、師範学校での新カリキュラムの開発と、師範学校用の新教科書の編纂が精力的に進められていたのである。

すなわち、CIEと文部省は、教員養成を目的とする学校の存続・発展を前提として、教師教育内容の改革に着手しており、そこでは当初から教職教育重視が前提となっていたのである。

なお、これ以後における教師教育改革について、今後も検討を続ける予定である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

### 〔雑誌論文〕(計2件)

高橋寛人「CIEの会議報告からみた占領初期における教師教育改革——CIE発足から教師教育担当官カーレーの着任まで——」『戦後教育史研究』第25号、査読なし、明星大学戦後教育史研究センター、2010年12

月、1-16.

高橋寛人「CIE文書に見る『教職員の教育研究協議会新設に関する件』通牒の作成経緯——占領初期における学校経営民主化と校長に関する研究——」『教職課程年報』第18号、査読なし、武蔵野大学、2011年5月、2-10.

[学会発表] (計 件)

[図書] (計 件)

[産業財産権]

[その他]

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

高橋 寛人 (TAKAHASHI HIROTO)

研究者番号 : 10088047

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし